

財務省告示第四百一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成十四年十月二十一日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成十四年十一月六日

財務大臣 塩川 正十郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（五年）（第二十二
回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
融資資金特別会計法（昭和二十
六年法律第一百一号）第十一条第
一項並びに国債整理基金特別会
計法（明治三十九年法律第六号）

三 発行方法

第五条第一項
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、価格競争入札におい
て定められた利率をその利率と
し、価格競争入札において募入
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行価格
とするものによる発行（以下「
非競争入札発行」という。）

四 募入決定の

イ 価格競争
各申込みのうち応募価格の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。
口 非競争入
各申込みの応募額を案分により

十 十		九 八		七		六		五																								
一	口	イ	イ	口	イ	口	イ	イ	イ																							
利	非	入	入	種	種	非	非	非	非																							
利	札	札	札	類	類	札	札	札	札																							
過	発	発	発	面	面	発	発	発	発																							
利	行	行	行	金	金	行	行	行	行																							
子	争	争	争	額	額	入	入	入	入																							
率	入	入	入	の	の	入	入	入	入																							
年	十	額	格	十	額	平	円	五	百																							
〇	二	面	十	一	面	成	、	万	七																							
募	銭	金	一	銭	金	十	十	円	十																							
入	額	額	以上	以上	額	四	億	、	億																							
決	百	百	の	の	百	年	円	十	六																							
定	円	円	そ	そ	円	十	万	万	千																							
の	に	に	れ	れ	円	月	円	、	四																							
通	つ	つ	ぞ	ぞ	、	二	、	百	万																							
知	き	き	れ	れ	百	十	十	万	千																							
を	九	九	の	の	万	一	億	、	七																							
受	十	十	九	九	円	日	円	、	千																							
け	九	九	募	募	円	の	、	千	万																							
た	円	円	価	価	、	六	万	、	万																							
者	九	九	九	九	千	種	万	、	万																							
→	年	十	額	格	十	額	平	円	五	百	三	一	百	利	第	国	百	額	発	法	五	面	行	十	円	百	に	規	円	額	割	
	〇	二	面	十	一	面	成	、	万	七	十	兆	七	七	一	債	七	七	十	行	第	万	金	一	、	九	定	う	面	り		
	募	銭	金	一	銭	金	十	十	円	億	八	千	億	十	項	十	万	億	億	した	五	、	で	条	十	十	い	ち	金	当		
	入	額	額	以上	以上	額	四	億	、	十	七	百	六	七	規	円	千	千	千	利	条	国	三	千	十	億	、	基	、	で	て	
	決	百	百	の	の	百	年	円	十	億	九	十	三	四	定	、	万	万	万	付	第	、	二	億	十	億	七	づ	、	財	一	る
	定	円	円	そ	そ	円	十	万	、	十	七	百	四	億	に	、	千	千	千	国	一	国	千	億	十	億	、	き	、	政	兆	。
	の	に	に	れ	れ	、	月	、	百	億	七	億	千	百	基	、	八	八	八	債	項	債	億	十	十	億	千	額	、	法	八	。
	通	つ	つ	ぞ	ぞ	万	二	、	万	千	七	億	四	億	づ	、	百	十	百	に	の	億	三	十	億	七	面	、	第	千	。	
	知	き	き	の	の	円	十	、	、	十	七	億	千	百	き	、	十	十	十	に	規	、	億	十	十	億	金	、	法	千	。	
	を	九	九	募	募	、	一	、	、	十	七	億	千	百	額	、	八	八	八	に	定	、	億	十	十	億	額	、	第	千	。	
	受	十	十	価	価	千	日	、	、	十	七	億	千	百	面	、	百	十	百	に	基	、	億	十	十	億	、	七	、	十	。	
	け	九	九	九	九	万	の	、	、	十	七	億	千	百	金	、	十	十	十	に	づ	、	億	十	十	億	、	千	、	十	。	
	者	九	九	九	九	万	六	、	、	十	七	億	千	百	額	、	十	十	十	に	き	、	億	十	十	億	、	千	、	十	。	

の払込み

は、払込金額に加えて、次の算式により算出した金額を第十号の規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額及び登録金額の総額} \times 0.3 \times 31}{100 \times 365}$$

(二)

次に掲げる国債について、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、次に掲げる国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合)は、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受けた金額を控除する。税率を乗じた金額を控除することができる。

イ 発行時において、登録(一括登録(国債の一括登録に關する省令(昭和五十五年大蔵省令第四号)第二十五条二号)に規定する一括登録をいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)がされている国債の利子に係る所得税が源泉徴収される者の記名による登録されるもの。
ロ 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収される一括登録に係る口座に混蔵寄託されるもの。
ハ 発行時において、登録又は一括登録されないもの。
ヘ 発行時において、所得税法第十条、第十一条若しくは

十二 初期利子

十三 第二期以後の利子

十四 償還金額
十五 償還金額
十六 元利支

十七 入札参加

十八 払込期日

は第七十六條第一項又は租税特別措置法第四條第三項若しは第四條第二條の第三項に規定する利子の非課税に係る要件を満たすものを除く。

平成十五年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次の号及び第十四号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日を、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成十九年九月二十日

日本銀行本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局財務大臣から通知を受けた者

平成十四年十月二十一日